

債務負担行為見積書

局名 **産業労働局** 所属名 **企業誘致・国際ビジネス課** (直通 045-210-5573) (単位 千円)

事項		
	企業誘致促進補助金	

	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	特定財源			一般財源
						国庫支出金	県債	その他	
見積額	2,505,170	平成30年度	20,671	平成31年度 ～ 平成47年度	186,039	-	-	-	186,039

査定額	2,505,170	平成30年度	20,671	平成31年度 ～ 平成47年度	186,039	-	-	-	186,039
-----	-----------	--------	--------	-----------------------	---------	---	---	---	---------

事業概要等

1 債務負担行為設定理由

「セレクト神奈川100」の主要な施策である「企業誘致促進補助金」は、企業の投資額、分野、特区制度を活用しての事業展開等に応じて最大10億円を補助する制度であるが、県の歳出の平準化と進出企業の継続的な操業を担保する観点から、10年間の分割払いとすることとしている。

このため、企業から事業計画の認定の後、交付決定を行う段階で、交付決定後10年間に支払いが見込まれる額について、あらかじめ債務負担行為を設定するものである。

<債務負担行為設定額>

平成30年度当初予算設定分 2,505,170千円

【調整の内容】

要求どおり計上。